2016 年度点検・評価シート

Ⅰ　評価項目・担当部局

対象部局	法学研究科
評価基準４	教育内容・方法・成果
中項目　4-4	成果　【自己評定　B】
点検・評価項目(1)	4-4-1 教育目標に沿った成果が上がっているか。
評価の視点	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用
点検・評価項目(2)	4-4-2 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。
評価の視点	学位授与基準、学位授与手続きの適切性
	学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

Ⅱ【点検・評価項目ごとの現状説明】

4-4-1	2011 年度から 2015 年度までの 5 年間で、本研究科は、22 名に修士の学位を、1 名に博士の学位を授与している（B4-4-29 d2-表 12)。学生の学習成果を測定するための評価指標とそれに基づいた適切な評価制度は開発されていない。そのため 2015 年度には論文作成および審査基準をまとめて共通の基準を確実なものとしていく。2016 年度には作成された基準を教員と学生に周知・徹底させ、共通の理解としていく。なお法学研究科における学習成果の判定については、学位の取得者数、当該院生の紀要を含めた論文数、学会発表の有無とその件数、ならびに学外研究や社会貢献活動等によって評価することを基本としている。
4-4-2	修了に必要な単位数は大学院学則に定められているほか、本研究科では 2011 年度度に「大東文化大学大学院法学研究科学位論文審査基準」を制定し、これに基づき論文審査を実施している。学生に対してはガイダンス時にそれらの基準が明示され周知が図られる（A4-4-12、A4-4-15、B4-4-27)。学位の授与は学則、基準に従って適切に行われている。 論文の審査については以下のように行われる。 博士前期課程においては、本研究科委員会は当該学生の論文を受理した後審査委員会を設置する。審査委員は指導教授を主査とし、関連科目を担当する本学の教員２名以上をもって組織する。論文の審査の際には、①研究テーマの設定の妥当性、②論文構成の適切性、③先行研究処理の適切性、④論旨の一貫性と明確性、⑤論理的かつ実証的な分析の厳密性、⑥注表記、引用、参考文献の妥当性が主たる審査項目として考慮される。審査委員会は審査の終了後、合否の提案とその理由を記した審査結果報告書を本研究科に提出する。その後、専攻協議会の提案により研究科委員会は、上記の報告書につき審議のうえ学位規則第 12 条に基づき合否を決定する。 博士後期課程においても、①研究テーマの設定の独創性、②研究の学問的意義、③論文の体系性、④先行研究の網羅的調査と妥当性、⑤論理的かつ実証的な分析の厳密性、⑥論旨の一貫性と明確性、⑦表現、注表記、引用及び文献参照の適切性を審査項目として、上記博士前期課程と同様、審査会の審査に従い、合否の提案とその理由を記した審査結果報告書を本研究科に提出、その後、専攻協議会の提案により研究科委員会は、上記の報告書につき審議のうえ学位規則第 12 条に基づき合否を決定する。

【効果が上がっている事項】

4-4-1	
4-4-2	教員や院生はともに学位授与基準を理解し、質の高い研究活動を展開している。

【改善すべき事項】

4-4-1	
4-4-2	基準や審査体制に問題がないかどうか、指導を進めながら点検を進めていくことが必要である。

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

A4-4-2　　大東文化大学学位規則
A4-4-11　大東文化大学大学院学則　≪既出≫A1-2
A4-4-12　2015(平成 27)年度大学院の手引き　≪既出≫A1-17
A4-4-15　大東文化大学大学院法学研究科学位論文審査基準
B4-4-27　2015 年度ガイダンス日程表（学部・研究科）
B4-4-29　大学データ集　≪既出≫B1-22
〔追加資料〕

Ⅲ【達成目標】目標の進捗状況は、「S：完全に達成」　「A：概ね達成」　「B：やや不十分」　「C：不十分」　で、評価する。

達成目標	目標達成の指標となるもの	評価				
		2014	2015	2016	2017	2018

中期目標(2014～2018)	4-4-1　教育の効果を測定する方策を検討する。	教育の効果を測定する方策が検討され、定期的に実施されている。	→			B		
	4-4-2　学位授与における客観性・厳格性を確保する方策を検討する。	学位授与における客観性・厳格性を確保する方策が検討され、実施されている。	→			B		
	4-4-1,4-4-2　教育の効果を測定する方策及び学位審査の客観性や厳格性を確保する方策を明文化し、大学構成員に周知徹底する。	必要であれば従来の内規を修正し、明文化された方針を大学構成員に配布する。	→			B		
14 年度目標	4-4-1,4-4-2　教育の効果を測定する方策及び学位審査の客観性や厳格性を確保する方策に関する検討を開始する。	内規整備委員会を開催し、従来の内規の検討を行う。	→	C				
15 年度目標	4-4-2「大学院法学研究科学位論文の審査に関する内規」を改訂し、より公平な審査に関するルールを作成していく。	2016 年 3 月 1 日に開催された法学研究科委員会において「大学院法学研究科学位論文の審査に関する内規」が承認された。			A			
16 年度目標	4-4-2 新たに改訂した「大学院法学研究科学位論文の審査に関する内規」を周知徹底させる。	教員も院生も新基準について共通の理解を持ち、公平な審査方法やルールを確立している。				A		